

2022 年度障害者虐待防止・権利擁護研修

配信期間 R5 年 2 月 20 日～3 月 13 日

R5 年 2 月 24 日受講

障害者虐待防止法の理解

<目的>

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止する事が極めて重要である事等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定める事により、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資する事を目的とする。

<虐待の種類>

1, 身体的虐待 2, 性的虐待 3, 心理的虐待 4, 放棄・放置 5, 経済的虐待

↓

スピーチロック（言葉による拘束）・・・利用者の行動を抑制し制限する職員の声掛けを指します。

利用者への精神状態は周囲の言動に大きく影響を受け、行動・心理状態や不穏状態を引き起こす原因となる。

<やむを得ず身体拘束を行う 3 要件>

1, 切迫性 2, 非代替性 3, 一時性・・・この 3 要件を全て満たす必要があります。

<通報義務>

第十六条では、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は速やかにこれを、市町村障害者虐待防止センターへ通報しなければならない。

★ 虐待が明らかな場合のみならず、疑いを持った場合でも、通報する義務があります!!

障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にある事を自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

<障害者虐待の背景と経緯>

平成 24 年 10 月 1 日 障害者虐待防止法施行

法律が施行されるまで、障害者施設ではあまり問題視されなかつただけで体罰は以前当たり前のようであった。

➡ 障害者施設では、虐待における事件が繰り返されていたが、措置のみで終わり障害者や家族は泣き寝入りの状態だった。

虐待防止法施行後、現場の状況は変わり障害者の方々も生活しやすい環境にはなっていた・・・

↓

しかし、いつ虐待の芽は生まれるか分からないので、小さな芽の時点で見て見ぬふりをせず、認めて取り組まないとエスカレートして取り返しのつかない事になる。利用者さんの表情のみ（例 笑顔があるから大丈夫!と判断）だけでは分からない小さな SOS を聞くためには自分たちとは違う要素があると思わないと SOS を聞くことは出来ない。